

西宮市立瓦木中学校いじめ防止基本方針について

1 本校の方針

本校は、「主体的に学び、心豊かでたくましく生きる生徒の育成」を学校経営方針として、「生徒が主役瓦木中」のスローガンのもと生徒の主体性を重視し、心身ともに健康で、自律性・社会性を身に付けた生徒を育てることをめざしています。

本年度も全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒とともに、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、いじめを許さない学校づくりを推進する。そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定めております。

2 基本的な考え方

本校は、文教住宅都市西宮の市中心部より北東部に位置し、周辺の宅地化によりますます生徒増が予想される大規模校である。心の豊かさは地域で、また、体験活動により、より育まれるという考えのもと学校の活性化と同時に地域の活性化を図るため、地域交流を積極的に進めてきた。また、地域も巻き込んで、体験活動を充実させるなどの教育活動に取り組んできています。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進していきます。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員やスクールカウンセラー等により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を別に定めます。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

(2) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定めます。

別紙2 組織的対応

(3) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。

別紙3 年間指導計画

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応していきます。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会を組織し、関係機関等とも連携し、組織で調査し、事態の解決に当たります。

なお、事案によっては、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力していきます。

5 その他の事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、教育連携協議会、教育懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努めていきたいと考えていきます。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体で、また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意していきますので、今後ともご支援ご協力の程よろしくお願い致します。